

# 令和5年度 国民健康保険税の算定について

## 1 課税の根拠

国民健康保険税は地方税法第 703 条の 4 並びに岩手町国民健康保険税条例第 1 条及び第 10 条により、4 月 1 日（賦課期日）現在で国民健康保険の被保険者を有する世帯の世帯主に対し課税されます。賦課期日後に納税義務が発生又は消滅した場合には、加入期間により月割で算定した額が課税されます。

## 2 税率及び課税限度額

	所得割 (注 1)	資産割 (注 2)	均等割 (注 3)	平等割 (世帯割)	課税限度額	課税対象者
医療保険分	7.60%	4.56%	21,000 円	24,500 円	65 万円	世帯主及び被保険者
後期支援分	2.40%	1.62%	6,100 円	8,100 円	22 万円	世帯主及び被保険者
介護保険分	2.00%	1.67%	8,100 円	7,300 円	17 万円	40 歳～64 歳の被保険者(介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者)

※注 1 所得割額は、その世帯に属する被保険者の前年の総所得金額及び山林所得金額から各所得者ごとに基礎控除額(43 万円)を控除した額の合計額にそれぞれの税率を乗じた額。

※注 2 資産割額は、その世帯に属する被保険者の今年度の固定資産税(土地、家屋のみ)の合計額にそれぞれの税率を乗じた額。

※注 3 均等割額は、その世帯に属する被保険者の 1 人当たりの額。ただし、未就学児は 5 割軽減した額。

## 3 年税額の計算方法

岩手町国民健康保険税額は、「基礎課税額（医療保険分）**A**」「後期高齢者支援金等課税額（後期支援分）**B**」「介護納付金課税額（介護保険分）**C**（40 歳から 65 歳未満の方のみ）」の 3 つの部分からなり、それぞれの所得割・資産割・均等割・平等割を合計額で算定されます。

なお、各部分には課税限度額が定められており、合計額が課税限度額を超える場合に適用されず。

計算方法は以下のとおりです。

### **A** 基礎課税額（医療保険分）の算定方法

- ①（世帯に属する被保険者に係る総所得金額－基礎控除 43 万円）の合計額 × 所得率 7.60%
- ② 世帯における固定資産税額等 × 資産割 4.56%
- ③ 世帯に属する被保険者数 × 被保険者均等割額 21,000 円（未就学児は 10,500 円）
- ④ 世帯別平等割額・・・一律 24,500 円

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} = \text{A} \text{ (課税限度額は 65 万円です)}$$

### **B** 後期高齢者支援金等課税額（後期支援分）の算定方法

- ①（世帯に属する被保険者に係る総所得金額－基礎控除 43 万円）の合計額 × 所得率 2.40%
- ② 世帯における固定資産税額等 × 資産割 1.62%
- ③ 世帯に属する被保険者数 × 被保険者均等割額 6,100 円（未就学児は 3,050 円）
- ④ 世帯別平等割額・・・一律 8,100 円

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} = \text{B} \text{ (課税限度額は 22 万円です)}$$

### **C** 介護納付金課税額（介護保険分）の算定方法 … 40 歳から 65 歳未満の方のみ対象

※第 2 号被保険者とは 40 歳から 65 歳未満の方のことをいいます。

- ①（世帯に属する第 2 号被保険者に係る総所得金額等－基礎控除 43 万円）の合計額 × 所得割率 2.00%
- ② 世帯に属する第 2 号被保険者に係る固定資産税額等 × 資産割率 1.67%
- ③ 世帯に属する第 2 号被保険者数 × 被保険者均等割額 8,100 円
- ④ 世帯別平等割額・・・一律 7,300 円

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} = \text{C} \text{ (課税限度額は 17 万円です)}$$

※ **A** + **B** + **C** の額が世帯の年税額となります。

# 国民健康保険税額の軽減について【申請不要】

## 1 世帯の所得に応じた被保険者均等割額と世帯別平等割額の軽減

世帯主と被保険者の前年の総所得金額等の合計額が下記の基準を下回る場合は、均等割と平等割を次のとおり軽減します。

軽減判定所得の合計	軽減割合		医療保険分	後期支援分	介護保険分
43万円＋{(給与所得者等の数－1)×10万円}以下	7割軽減	均等割	14,700円	4,270円	5,670円
		平等割	17,150円	5,670円	5,110円
43万円＋(29万円×被保険者数)＋{(給与所得者等の数－1)×10万円}以下	5割軽減	均等割	10,500円	3,050円	4,050円
		平等割	12,250円	4,050円	3,650円
43万円＋(53万5千円×被保険者数)＋{(給与所得者等の数－1)×10万円}以下	2割軽減	均等割	4,200円	1,220円	1,620円
		平等割	4,900円	1,620円	1,460円

※注1 「給与所得者等」とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等の支給を受ける方が該当します。公的年金等の支給を受ける方が65歳未満の場合には公的年金等の収入が60万円を超える方が、65歳以上の場合には公的年金等の収入が125万円を超える方がそれぞれ該当します。

※注2 世帯内の計算対象者に所得申告の未申告者がいる場合は、軽減が適応されません。

## 2 未就学児に対する軽減

令和4年度から国民健康保険に加入している未就学児の均等割が5割軽減され、半額になりました。

なお、上記1の世帯の所得に応じた軽減が適用される世帯の未就学児は、軽減後の均等割が半額になります。

世帯	医療保険分減額	後期支援分減額
7割軽減世帯	7,350円	2,135円
5割軽減世帯	5,250円	1,525円
2割軽減世帯	2,100円	610円
軽減なし世帯	10,500円	3,050円

※注1 未就学児…6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者。

## 3 後期高齢者医療制度の移行に伴う緩和措置

同じ世帯に国民健康保険等から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、次のような緩和措置が適用されます。

### ◆国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯

#### ①平等割額の軽減について

国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同じ世帯の国民健康保険加入者が1人となった世帯に対し、最初の5年間は医療保険分と後期支援分の平等割を2分の1軽減し、その後3年間は4分の1軽減します。

この軽減は、国民健康保険加入者が1人で、かつ、後期高齢者医療制度へ移行した人と継続して同じ世帯である場合にのみ適用されます。

#### ②低所得世帯に対する軽減について

上記1の世帯の所得に応じた軽減にあたっては、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方の所得も含めて軽減適用の判定を行います。ただし、世帯の構成や所得の変更があった場合は、軽減適用の再判定を行います。

### ◆社会保険等から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯

これまで会社等の健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その扶養に入っていた65歳から74歳までの方(旧被扶養者)が新たに国民健康保険に加入する場合は、その方の所得割額及び資産割額の全額を当分の間軽減します。また資格取得の月から2年間は均等割額の半額の減免を受けることができます。

さらに、国民健康保険加入者が旧被扶養者のみの世帯の場合、資格取得の月から2年間は平等割額も半額となります。

ただし、2割軽減に該当している世帯の均等割額・平等割額は、軽減前の額の3割を軽減しますが、7割軽減・5割軽減に該当している世帯は除きます。